

「介護サービスの安定的な提供の確保に向けた研修会」の質問への回答

【居宅介護支援・介護予防支援】

	質問等	回答	出典
(1)	<p>介護支援専門員がコロナに感染した時の対策として、正解がわからないので教えてほしいです。事業所としては2人のうち1人が感染した場合、感染していない職員が利用者宅へ電話にて状況説明して、利用者の状況確認を行い、利用票を郵送する。2人が感染した場合は、どう対応するのがいいのかわかりません。例えば、居宅と関係のない事務員や別の事業所の職員が、代わって利用者宅へ電話で説明することは可能でしょうか？その場合、利用票や提供票配布などはできませんが、翌月のサービスは継続できますか？</p>	<p>基本的には、介護支援専門員を配置のうえ、必要なサービス提供されることが望ましいですが、令和2年2月17日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」で示されているとおり、指定等基準を満たすことが出来なくなった場合であっても、それが一時的なものであり、かつ利用者の処遇に配慮したものであれば柔軟な対応をして差し支えないものとされています。その際に、資格要件を満たさない者であっても、他の事業所等で高齢者へのサービス提供に従事した事がある者等であれば、介護支援専門員との調整により代替して業務を行っても差し支えないこととします。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(2月17日版)</p>
(2)	<p>要介護認定更新について、コロナウイルス感染症予防の観点から、調査を受けることに不安がある場合は、「認定期間を1年延長」という考えを現在も継続されていると考えてよろしいのでしょうか？</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その4)(令和2年4月7日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)」において、全ての被保険者について、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとされています。現在もこの取扱いは有効であり、希望される場合は本取扱いを適用します。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その4)</p>
(3)	<p>新型コロナウイルス対策として、感染のリスクを減らすため、外出をできるだけ控えたいところです。</p> <p>①「要介護認定等資料閲覧等申出書」を提出して、また後でいただきに行かなければなりません。提出したその時に、直ぐ写しを提供していただけないでしょうか。</p> <p>②負担割合証や軽減確認証等の発送はいつも月末なので、毎月の訪問に間に合わなく、状況により、確認のため再度訪問が必要だったり、確認が遅くなる事があります。発送をもう少し早くすることは出来ませんか。</p> <p>③「要介護更新認定申請書」が自宅に発送されてくる時期と、訪問の時期が違うので直接居宅に郵送かメール等を活用して発送していただけないでしょうか。</p> <p>④サービス担当者会議は、家族を含めると10名以上になる事があり、自宅では3密になる状況です。今は窓を開けて行っていますが、これから寒くなってくると、それもできなくなります。3密を避けるため、複数に分けてサービス担当者会議を行った事がありますが、本人や家族の負担にもなります。緊急事態宣言発令時でなくても、特別変化がない場合、対面式以外の方法でサービス担当者会議を開催できる柔軟な対応を可能に出来ないでしょうか。環境や状況がわからない自宅に伺って認定調査を行うため、調査を受ける方も、する方も、緊張感を持ち、新型コロナウイルス感染予防(マスク・消毒液等)に配慮して、調査を行っていますが、その手間を評価していただきたいと思います。</p>	<p>①「要介護認定等資料閲覧等申出書」の即時発行は、交付希望者が多い場合は対応が難しく、特に必要と認める場合のみ対応を行っていることにご理解をお願いいたします。</p> <p>外出機会の軽減としての対応であれば、郵送による対応をご検討ください。</p> <p>②年次更新の場合は、毎年7月の中旬以降に発送することとしており、新規の認定に関しては随時発送を行っております。</p> <p>③利用者本人やご家族に対して、要介護認定等の更新時期が到来したことをご案内するために発送しているもののため、個別の事情に合わせた発送等は行っておりません。</p> <p>④「介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」のとおり、感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用する等により、柔軟に対応することが可能です。本人、家族、サービス担当者等への電話等による状況把握を行う等、必要に応じた代替措置を講じてください。</p> <p>なお、代替措置を講じた場合においては、モニタリング等の方法及び結果を居宅支援経過記録介護予防支援経過等に記録してください。</p> <p>この場合、運営基準の違反とは見なしません。</p> <p>本取扱いの期間については当面の間とし、国の連絡等を踏まえて改めてお知らせします。</p> <p>なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要です。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(2月17日版)</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)(第4報)</p>

	質問等	回答	出典
(4)	<p>現在コロナウイルス感染予防のために家族から要望があれば、自動更新対応しているが、しばらく同様の対応でよいのか。</p>	<p>「介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」とおり、感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用する等により、柔軟に対応することが可能です。本人、家族、サービス担当者等への電話等による状況把握を行う等、必要に応じた代替措置を講じてください。</p> <p>なお、代替措置を講じた場合においては、モニタリング等の方法及び結果を居宅支援経過記録介護予防支援経過等に記録してください。</p> <p>この場合、運営基準の違反とは見なしません。</p> <p>本取り扱いの期間については当面の間とし、国の連絡等を踏まえて改めてお知らせします。</p> <p>なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要です。</p> <p>【やむを得ない理由の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策のため、病院や施設等から面会を断られた場合 ・新型コロナウイルス感染症防止を理由として、本人や家族から面会を断られた場合 ・感染の危険を減らすために、面会を避けることを事業所が判断した場合 等 	<p>新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(2月17日版)</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)(第4報)</p>
(5)	<p>1人暮らしで、身寄りのない方が感染を疑われる状況となり、体調不良等で連絡を受けた時の対応方法やマニュアル等はあるのか。</p>	<p>帯広市としてご指摘の状況に対するマニュアルは整備していませんが、基本的な対応として「新型コロナウイルス感染症」が疑われる状況への対応をお願いします。</p> <p>少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに帰国者・接触者相談センター等へ御相談ください。(これらに該当しない場合の相談も可能です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ・重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 (※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 <p>(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)</p>	